


所管部課	都市建設部 土木課	部長	内藤 峰雄		
件名	東大和市交通安全対策審議会設置条例の一部を改正する条例 について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 審議会運営の効率性の改善を図るため、当該条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正点</p> <p>① 条例第4条の学識経験のある者の任期を1年から2年に改める。 ② 庶務規定の改正 ③ 文言整理</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 事務の効率及び適正な審議会の運営が図れる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成28年第2回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。